毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年３月31日
金　曜　日

号　外⑷

目　　次

告　　示
○富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画　1

告　　示

富山県告示第171号

富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画について

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第 133号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る費用負担計画を次のように定めたので、同条第５項の規定により公表する。

令和５年３月31日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　公害防止事業の種類

法第２条第２項第１号に規定する緑地の管理の事業

２　費用を負担させる事業者を定める基準

次の各号のいずれにも該当する工場又は事業場を営む事業者

⑴　工場又は事業場の所在する区域

別図に区画した区域

（「別図」は省略し、その図面を富山県生活環境文化部環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

⑵　工場又は事業場の業種

総務省統計局の令和元年経済センサス－基礎調査に用いた産業分類項目のうち、次の産業分類のいずれかに該当する工場又は事業場

ア　製造業

イ　電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業

⑶　工場又は事業場の規模等

⑴の区域内において、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア　中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）第２条に規定する中小企業者（電気業を除く。以下「中小企業者」という。）以外の者が営む工場又は事業場であって、敷地面積が 100,000平方メートル以上又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第２条第２項に規定するばい煙発生施設の排出ガス量の合計（以下「排出ガス量の合計」という。）が、温度が摂氏零度であって圧力が１気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

イ　中小企業者が営む工場又は事業場であって、敷地面積が 100,000平方メートル以上かつ排出ガス量の合計が、温度が摂氏零度であって圧力が１気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

３　公害防止事業費（管理費）の額

各年度における公害防止事業費（管理費）は、次のとおりとする。

令和５年度　40,000千円以内

令和６年度　40,000千円以内

令和７年度　40,000千円以内

４　負担総額及びその算定基礎

⑴　負担総額

各年度における負担総額は、次のとおりとする。

令和５年度　10,000千円以内

令和６年度　10,000千円以内

令和７年度　10,000千円以内

⑵　負担総額の算定基礎

前項の額の４分の１

５　その他

管理に要する費用が物価の変動等により増減を生じた場合は、その増減後の管理に要する費用を公害防止事業費（管理費）の額とするとともに、この公害防止

事業費（管理費）の額に前項の負担割合を乗じて算定した額をもって負担総額とする。

令和５年３月31日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番